

清 明 学 区 防 災 計 画

(南町、清明町、矢剣町、柳町・御倉町)

令和 6 年 3 月作成

目 次

1	計画の目的	P 1
2	計画の対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害・地区の危険区域	
(1)	予想される災害	P 1
(2)	危険区域	P 2
4	活動体制等	P 2
5	活動方針	
(1)	平常時の取り組み	P 2～P 5
(2)	発災直前の対応	P 5～P 6
(3)	発災後の対応	P 6～P 7
6	計画の保管・修正等	P 7
7	福島市への提案（提出）	P 8
8	附則	P 8
別紙資料		
・別紙 1	清明学区防災組織体制	P 9
・別紙 2	連絡先	P 1 0
・別紙 3	清明学区災害対応タイムライン	
3－1	大雨・台風対応	P 1 1
3－2	地震・火災対応	P 1 2

1 計画の目的

この計画は、南町、清明町、矢剣町、柳町・御倉町（以下、「清明学区」及び「地区」という。）が災害対策基本法に基づき、合同で策定するもので「清明学区防災計画」と称する。

「水害」、「地震」、「大雪」等の自然災害が発生もしくは災害が予想される場合及び「大規模火災」などの災害から地区で助け合い、支え合いながら住民の命を守り災害時に清明学区から犠牲者を出さないための計画であり、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の向上を図ることを目的とする。

2 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、南町、清明町、矢剣町、柳町・御倉町の全域とする。

3 地区で予想される災害・地区の危険区域

(1) 予想される災害

① 洪水（外水氾濫）

荒川流域については、洪水ハザードマップでは荒川からの越水及び堤防決壊等により、浸水深が3mを超える地域が多くあり、洪水災害が予想される。

特に南町については昭和61年8月5日台風10号の豪雨により、甚大な被害を受けており荒川沿いは「家屋倒壊等氾濫想定区域」に指定されているとともに大森川沿い福島第一中学校南側も大森川からの洪水災害が予想される。

また、柳町・御倉町の阿武隈川沿いにおいても洪水災害が予想される。

② 冠水・浸水（内水氾濫）

集中豪雨やゲリラ豪雨などにより、下水道・道路側溝・用水路などの排水施設から河川へ排出しきれずに道路への冠水及び住宅への浸水が予想される。

特に令和5年10月作成の「清明学区防災（危険）マップ」に掲載の「大雨時冠水注意」箇所を把握することが重要です。

③ 地震災害

過去の地震災害を参考に家屋倒壊、ブロック塀倒壊及び道路の損壊並びに電気、水道などのライフラインの寸断が想定される。

④ 火災

地区は住宅地が密集しているために火災が発生した場合、延焼等により大規模火災になりかねない。

⑤ 火山災害

吾妻山及び安達太良山が噴火した場合、地区には1～3cm程度の火山灰の堆積が想定される。また、冬季積雪時に吾妻山及び安達太良山が噴火し、融雪型火山泥流が発生した場合には、荒川流域を中心に地区全域に泥流被害をもたらすと

想定される。

(2) 危険区域

地区の危険区域については、清明学区防災（危険）マップ、洪水ハザードマップ、吾妻山・安達太良山火山防災マップ等を参照にし、また過去の災害履歴をもとに危険区域を把握する。

4 活動体制等

活動体制は、「清明学区防災組織」と名称し、本部長、副本部長、各町内会役員、各町内会自主防災組織、消防団、民生児童委員をもって編成し、災害発生時等は防災本部を中心として活動する。

- (1) 本部長、副本部長は町内会長を充て、任期は1年とするが再任は妨げない。
- (2) 防災本部を本部長宅に置き、本部長及び副本部長は自宅において情報収集等を行う。
- (3) 各町内会長は、町内会で災害等が発生した場合は直ちに本部長に連絡する。
- (4) 本部長は地区で災害が発生した場合、地区の災害状況を各町内会、消防団、民生児童委員等の防災関係者にその状況を連絡し地区内で情報を共有する。
- (5) 本部長は、災害の被害状況等を市災害対策本部（危機管理室）へ報告する。
- (6) 副本部長は、本部長不在の場合、本部長の職を代行する。
- (7) 清明学区防災組織体制及び連絡先・・・別紙1、別紙2

5 活動方針

地区の防災活動を「平常時の取り組み」、「発災直前の対応」、「発災後の対応」に区分し、各町内会自主防災組織、消防団及び民生児童委員などの関係者並びに地区住民一人ひとりが防災・減災活動に取り組むこととする。

(1) 平常時の取り組み

地区町内会は、平常時から防災・減災活動に取り組み、災害発生時に各町内会住民が連携協力し円滑に対応できるよう災害への備えをすることとする。

① 防災・減災知識の普及啓発

平常時に防災意識の向上を図っておくことは重要であることから、防災専門家の防災講話聴講、防災教育及び防災チラシの回覧などにより、防災知識の普及・啓発を図る。特に、小中高生等の若者世代の防災知識の習得を図るため、防災教室等を行い、防災意識の高揚を図ることを推進する。

② 地区の安全点検

「清明学区防災（危険）マップ」を参照に防災まち歩きなどの現地調査を行い、危険箇所や防災上問題のある場所等を確認するとともに、その改善や危険回避の方策を検討する。

③ 家庭内の対策

家庭内における災害対策として、以下の対策について町内会役員や消防団から各家庭へ推奨する。

ア 地震対策として家具の転倒防止等の安全対策を講ずること。

イ 火災発生に備え、家庭用消火器や火災報知器を設置すること。

ウ 家族構成に適合した非常食・飲料水の備蓄及び避難する際に必要な「非常持ち出し袋」を準備しておくこと。

エ 定期的に災害に対する家族会議を行い、災害時の避難行動等について話し合いを行うこと。

④ 指定避難所等の周知徹底

ア 市からの「避難所開設情報」や「高齢者等避難」・「避難指示」の避難情報が発令された場合に避難する場所となる「指定緊急避難所」や「指定緊急避難場所」及び一時避難所として開設する「町内会集会所等」の位置とそれぞれへの経路等を日頃から地区住民に対して、町内会役員、消防団、民生児童委員から周知する。

イ 避難所・避難場所等

(7) 指定避難所（地区内・近傍）

	避難所名	洪水	地震	火事	火山
1	三河台学習センター	○	○	○	○
2	三河台小学校	○	○	○	○
3	清明小学校	×	○	○	×
4	第一小学校	○	×	○	○
5	第一中学校	×	○	○	×
6	信夫学習センター	○	○	○	○

(イ) 町内会集会所等

	集会所名	洪水	地震	火事	火山
1	南町集会所	×	○	○	×
2	矢剣会館	△	○	○	×
3	真浄院	△	○	○	×
4	常光寺	△	○	○	×

※△の集会所等は浸水状況により開設

(ウ) 避難場所

	避難場所名	洪水	地震	火事	火山
1	東北運輸局福島運輸支局 駐車場	○	○	○	○
2	ヨークベニマル吉倉店 駐車場	○	○	○	×
3	コープふくしま方木田店 駐車場	○	○	○	×
4	パチンコ ニュージャンボ 駐車場	○	○	○	×

(エ) 福祉避難所・ペット同伴避難所

福祉避難所	NCVふくしまアリーナ（福島体育館） 霞町４－４５
ペット同伴避難所	勤労青少年ホーム（音楽堂隣り） 入江町１－１

⑤ 避難行動要支援者の把握

災害時に自ら避難することが困難な要介護認定者、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者を災害から守るため、町内会役員等は平常時から対象者の把握に努めることとする。

ア 各町内会は、町内会に居住する避難行動要支援者を「避難行動要支援者登録名簿」等により把握に努めることとする。

また、日頃から対象者とのコミュニケーションを積極的に行い、適切な関係づくりをしておくこととする。

イ 各町内会は、避難行動要支援者名簿に登録していない対象者の把握に積極的に努めることとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については個人情報であることから、町内会長、町内会役員及び民生児童委員の関係者以外への情報提供は、当該避難行動要支援者又は、その家族の同意が得られた場合に限ることとする。

⑥ 食料・物資の備蓄

災害時に一時避難所となる各町内会の集会所等には、飲料水、非常食及び毛布等を備蓄するよう各町内会は努めるものとする。

また、各家庭においては、「③家庭内の対策」に準じて食料等を備蓄しておくよう各町内会は周知に努めることとする。

⑦ 災害対応タイムラインの周知徹底

- ア 災害発生時又は災害が予想される場合に地区住民が迅速に対応できるよう「清明学区災害対応タイムライン」を作成し、地区住民に周知徹底しておく。
- イ 清明学区災害対応タイムライン・・・別紙 3

⑧ 防災訓練の実施

訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない行動であり、「訓練していないことは災害時にできない」ことを地区住民に周知しながら行うこととする。

訓練は、町内会単独訓練と清明学区防災訓練（中央地区防災訓練は 5 年周期のため、清明学区として訓練を行う。）に区分して行う。

ア 町内会単独訓練

町内会ごとに、年数回を基準として、災害に応じた情報収集・伝達訓練及び避難訓練等を行うこととする。

イ 清明学区防災訓練

清明学区の町内会が協力して、年 1 回を基準とし各町内会の連携を重視して情報収集・伝達訓練、安否確認訓練、避難訓練、初期消火訓練及び地図を使用する災害図上訓練（DIG）等を行うこととする。

細部については、各町内会自主防災組織合同で編成する訓練実行委員会による。

(2) 発災直前の対応

発災直前の対応は、災害の要因となる前兆現象の始まりから災害の発災までの行動で、各町内会内で気象情報、避難情報等の共有を図り、危険な場所からは早めの避難行動をするなど命を守る行動をすることを、町内会役員、消防団で町内会全世帯に周知する。

避難にあたっては、隣近所や避難行動要支援者などに可能な限り声掛けを行うなど近隣住民の安否確認を行い、地区からの逃げ遅れによる犠牲者を出さないように努める。

① 情報収集・伝達

地区住民は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ、インターネット、屋外スピーカー等あらゆる手段で情報収集に努めることとする。

また、当該収集した情報は、既存の町内会連絡網や SNS などを通じて、地区住民に周知し安全な避難に繋げる。

② 避難行動要支援者への災害情報等の伝達

避難行動要支援者登録名簿に登録している対象者については、地域支援者や町内会役員、民生児童委員、消防団員及び近隣住民が対象者宅への訪問や電話等により情報等を伝達するものとする。

また、避難行動要支援者登録名簿に登録していない対象者に対しては、近隣住民が伝達するものとする。

③ 避難行動

福島市から「避難所開設情報」及び「高齢者等避難」や「避難指示」の避難情報が発令された場合は、その避難情報に従い、迅速に開設指定避難所や町内会集会所等に避難するか、平常時に家族で話し合った安全な地域にある親戚や友人・知人宅へ避難することを町内会役員等から周知する。

④ 避難行動要支援者の避難支援

ア 近隣住民や民生児童委員等の方々の支援が重要であり、各町内会は避難行動要支援者１名に対して支援者２～３名を指名する等の支援体制づくりを行い、対象者の安全を確保することに努める。（支援者１名の場合、支援者が不在の場合を考慮して複数の支援者が必要である。）

イ 個別避難支援プランが策定されている避難行動要支援者については、プランで選任された支援者が避難支援を行うこととする。

ウ 避難行動要支援者登録名簿に登録していない対象者については、町内会役員、民生児童委員及び消防団員等の助言等に基づいて、近隣住民など町内会全体で支援を行うものとする。

(3) 発災後の対応

災害時には死傷者発生や火災の発生など様々な予期せぬ事態が起こる可能性があることから、消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせて被害を最小限にとどめるよう行動する。

① 救出・救護活動

地震、洪水等の自然災害により地区住民が受傷した場合及び建物倒壊等により安否が確認できない場合は消防（１１９番）に通報する。

消防が到着するまでの間、応急処置ができる住民は応急処置を行う。

また、大規模災害時には、消防など公的機関の現場進出が困難な状況も想定されることから、近隣住民が身の安全を確保し協力して近くの医療機関に搬送するものとする。

② 地区内の災害情報の共有

災害が発生した場合、本計画「4 活動体制」に基づき、災害が発生した区域の町内会長は本部長に災害発生を連絡する。

また、本部長は下記の機関に情報提供し、当該災害情報を共有することにより地区全体での適切な防災・減災活動に資することとする。

ア 被災町内会以外の町内会

イ 消防団第5分団、第6分団

ウ 第五方部民生児童委員協議会

③ 指定避難所・集会所等への誘導及び開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導を行うこととする。

イ 指定避難所に避難した場合、地区住民はその開設運営にできる限り協力するものとする。

ウ 町内会集会所等を一時避難所として開設した場合、当該町内会住民は開設運営にできる限り協力するものとする。

④ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまでの間、地区住民は自分自身の安全を確保した上で、家庭用消火器などで初期消火活動を行い延焼拡大の防止に努めるものとする。

⑤ 大雪対応

行政の除雪がとどきにくい生活道路及び通学路や利用者の多い歩道は、地区住民が協力して除雪作業を行い住民の通行を確保するとともに、一人暮らしの高齢者や障がいを持った方など、自身で除雪作業が困難な世帯及び消火栓の除雪を地区住民が協力して除雪の支援を行い、安全な生活の確保を図ることとする。

⑥ 被災町内会への支援

各町内会は、被災した町内会に対し、被災町内会の要望に応じて、本部長との調整を経て人的及び物的支援を行うこととする。

6 計画の保管・修正等

(1) 計画は、本部長、副本部長、各町会長のほか、計画作成に携わった作成委員及び各町内会役員等が所持保管する。役職交代時には、本計画を申し送ることとする。

(2) 計画データは、本部長、市役所危機管理室が保管する。計画を修正した場合は、本部長は危機管理室へ報告する。

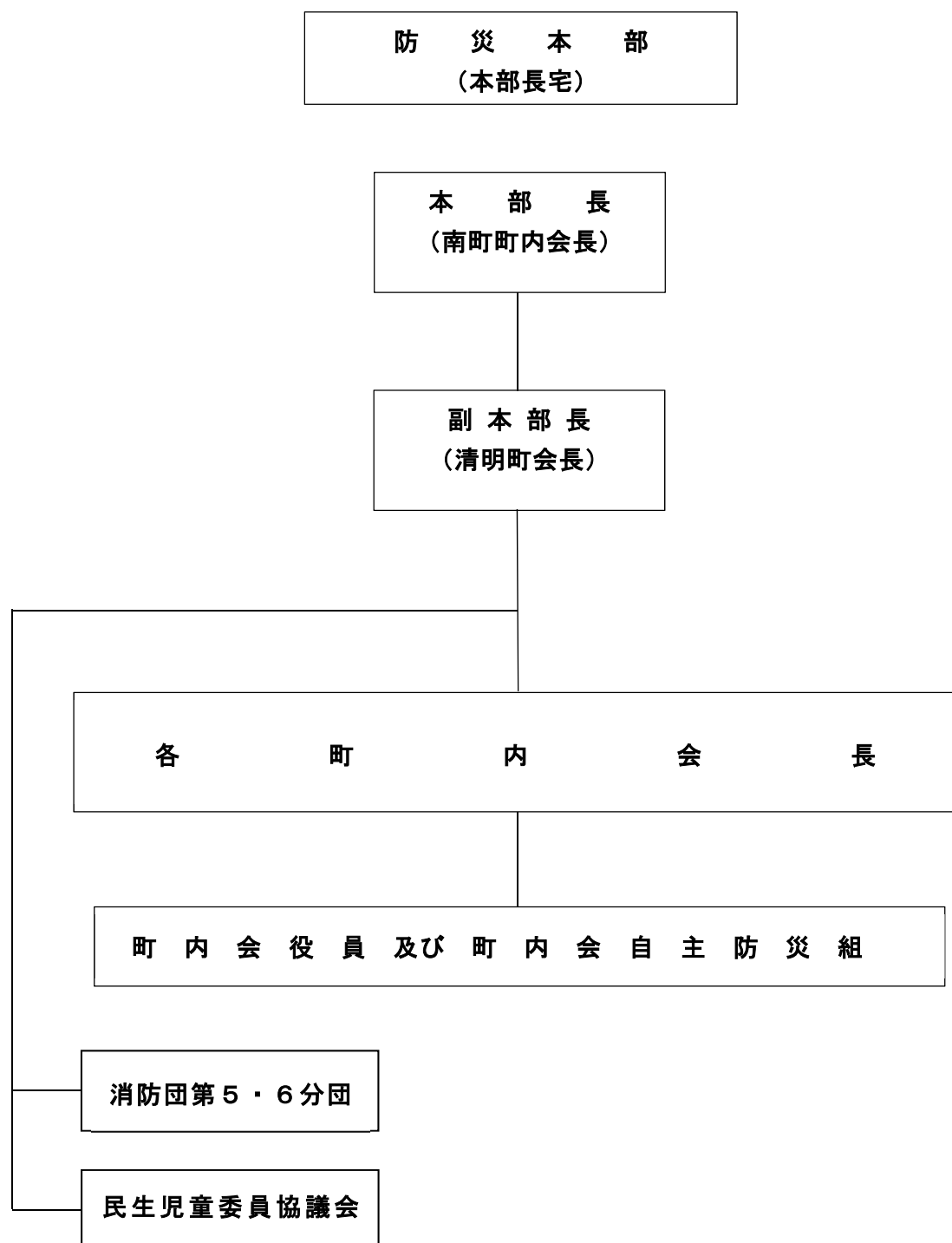
7 福島市への提案（提出）

作成した「清明学区防災計画」を市に提出し、市は計画を福島市防災会議に諮り、福島市地域防災計画に定める。

8 附則

この計画は、令和6年4月1日より施行する。

清 明 学 区 防 災 組 織 体 制



連 絡 先

役 職 等	氏 名	連 絡 先
本部長 (南町町内会 会長)		
副本部長 (清明町会 会長)		
矢剣町会 会長		
柳町・御倉町会 会長		
消防団第 5 分団 分団長		
消防団第 6 分団 分団長		
第五方部民生児童委員協議会会長		
福島市立第一中学校		
福島市立清明小学校		
学童クラブ 清明っ子		
福島消防署	署 長	5 3 4 - 9 1 0 5 (緊急時 1 1 9)
福島警察署	警備係	5 2 2 - 2 1 2 1

清明学区災害対応タイムライン

1 大雨・台風対応（災害発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
2 日前 (H-48h)	・ 福島市に 「大雨注意報」発表 ・ 台風は2日後に福島県を通過すると予想される。	○台風情報の収集・伝達 ・ 地区住民がテレビ等を活用し情報収集 ・ 各町内会連絡網等により伝達し台風情報の共有を図る。 特に避難行動要支援者への伝達を重視
1 日前 (H-24h)	・ 台風が東海地方に上陸 ・ 福島市に 「大雨・洪水警報」発令 ・ 福島市が避難所開設	1 清明学区防災本部設置 ・ 避難情報及び避難所開設情報を各町内会へ連絡 ・ 消防団5・6分団による警報発令、避難所開設情報の広報活動 ・ 地区の被害状況確認 2 各町内会 ・ 避難行動要支援者の支援準備
12時間前 ～ 6時間前	・ 台風が関東地方を通過 ・ 「大雨・洪水警報」継続 ・ 荒川、阿武隈川の水位上昇 ・ 福島市が荒川流域に 「高齢者等避難」発令	1 防災本部 ・ 台風情報収集・伝達 ・ 避難情報を各町内会へ連絡 ・ 地区の被害状況、避難状況の把握及び市災害対策本部へ報告 2 各町内会 ・ 避難開始、避難誘導 ・ 避難所、集会所開設運営支援 ・ 被害状況及び避難状況を防災本部へ報告
H 時	・ 台風が福島市を通過 ・ 「大雨・洪水警報」継続 ・ 荒川、阿武隈川 「氾濫危険水位」に到達 ・ 福島市が荒川、阿武隈川流域に 「避難指示」発令 ・ ○○町内会で浸水被害発生	1 防災本部 ・ 避難情報を各町内会へ連絡 ・ 地区の被害状況、避難状況把握及び市災害対策本部へ報告 ・ 被災町内会の状況確認及び各町内会へ報告（状況共有） ・ 被災町内会への支援検討 2 町内会 ・ 被害状況、避難状況把握 ・ 防災本部へ状況報告

2 地震・火災対応（地震（震度 5 以上）発生時を H 時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
H 時 地震発生	・福島県沖を震源とする M7.5 の地震発生 ・福島市 震度 6 弱	1 町内会各家庭 安全確保行動（シェイクアウト）を取る。 ①まず低く ②頭を守る ③動かない 2 清明学区防災本部設置
H 時 + 30 分	・〇〇町内会で家屋倒壊 ・××町内会で火災発生	1 各町内会 町内会全世帯の安否確認及び被害状況把握 2 火災発生町内会 ・消防署へ要請 ・住民及び消防団による初期消火活動 3 防災本部 被害状況の把握、市対策本部へ報告
H 時 + 1 h	・〇〇町内会倒壊家屋に生存者あり	1 倒壊家屋発生町内会 ・住民の協力による救出活動及び救急措置 ・消防署へ要請 2 各町内会 安否確認及び被害状況把握を継続 集会所を避難所とする準備開始 3 防災本部 ・被害状況把握継続 ・各町内会へ地区の被害状況連絡
H 時 + 2 h 以降	・福島市避難所開設 ・各町内会集会所開設	1 各町内会 ・集会所開設し被災者を受け入れ ・被害状況等を防災本部に報告 ・支援物資、食糧などを調達 2 防災本部 ・被害状況、避難状況の把握継続 ・被災町内会への支援検討 ・市対策本部へ状況報告